

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業
入札参加者からの意見・質問に対する回答（第3回） 入札説明書等の正誤表

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 NO. |
|-------------------|---------------------------------|---|--|-----------|
| 資料-1 要求水準書 | | | | |
| 25 | 3. 保証事項 2) 性能保証事項 表-1 | (1)測定場所（10 箇所程度） 市の指定する場所とする。 (2)測定回数 同一測定点につき2 時間ごとに4 回以上とする。 (3)測定方法 「悪臭防止法」による。 | (1)測定場所（10 箇所程度） 市の指定する場所とする。 (2)測定回数 臭気指数は 同一測定点につき2 時間ごとに4 回以上とする。 特定悪臭物質（23物質）は1回以上とする。 (3)測定方法 「悪臭防止法」による。 | 18 |
| 39 | (1) 新管理棟等の建築工事等 a) 新管理棟 | ⑫管理部門の職員の更衣室は男女別に新管理棟の1 階に設ける。 <u>（男子5人，女子5人程度）</u> | ⑫管理部門の職員の更衣室は男女別に新管理棟の 1, 2 階に設ける。 <u>（男子 30 人（1階に 10 人，2 階に 20 人），女子 7 人（1階）程度）</u> | 11 |
| 82 | 2) 運転指導 (3) 試運転及び運転指導に必要な費用等 | 施設引渡までの試運転及び運転指導に必要な費用等については、すべて施設整備企業が負担する。ただし、負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用及び試運転により発生する副生成物（指定された要件を満足するものに限り）の処理又は、処分に要する費用は、市の責任において行うものとする。 | 施設引渡までの試運転及び運転指導に必要な費用等については、すべて施設整備企業が負担する。ただし、負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用及び試運転により発生する副生成物（指定された要件を満足するものに限る。）の処理又は、処分に要する費用は、市の責任において行うものとする。 <u>なお、特別高圧の受電後の基本料金及び周辺公共施設（市本庁舎，市総合体育館，緑町コミュニティセンター）の従量料金については市で支払うものとするが，新工場棟で使用する電力については施設整備企業が負担するものとする。</u> | 13 |

※なお、修正後の入札説明書等（添付書類：資料1～8を含む。）については、今回の第3回質問に対する回答後に公表する予定でしたが、第4回質問等によって更に変更となる可能性もあるため、第4回質問に対する回答後に変更した入札説明書等を公表することとします。